

## 平成25年度 第1回川崎市子ども・子育て会議 教育・保育検討部会 議事録

日時：平成26年2月24日（月）10時00分から

場所：川崎市役所第3庁舎14階 こども本部会議室

### ■出席者

委員	公益社団法人 川崎市幼稚園協会 会長	伊藤 夏夫 氏
	秋草学園短期大学 教授	岸井 慶子 氏
	NPO法人 グローイン・グランマ 代表	関 和子 氏
	川崎市中央療育センター（社福 同愛会） 地域支援部長	地村 明子 氏
	田園調布学園大学みらいこども園 園長	長南 康子 氏
	株式会社 ぶどうの木 代表取締役	堀 晴久 氏
事務局	子育て施策部長	中村 孝也
	子育て施策部こども企画課担当課長	上野 勝
	子育て施策部担当課長（子ども・子育て支援新制度準備担当）	相澤 太
	子育て施策部子育て支援課長	山本 奈保美
	保育事業推進部保育課長	佐藤 宏
	保育事業推進部保育課担当課長〔民間保育園指導調整〕	田中 眞一
	保育事業推進部保育所整備推進担当課長（民間活用推進担当）	眞鍋 伸一
	子育て施策部担当係長（子ども・子育て支援新制度準備担当）	池田 幸
	子育て施策部担当係長（子ども・子育て支援新制度準備担当）	押田 智寿代
	子育て施策部子育て支援課担当係長	藤原 千尋
	保育事業推進部保育課担当係長	鈴木 智広
	保育事業推進部保育課担当係長	須藤 聖一
	保育事業推進部保育課担当係長	星 和明
	保育事業推進部保育所整備推進担当係長（民間活用推進担当）	中島 洋幸
	子育て施策部担当職員（子ども・子育て支援新制度準備担当）	大條 雅彦

### ■欠席者

委員	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 施設部会保育協議会 会長 奥村 尚三 氏
----	---------------------------------------

### ■配布資料

#### 議事次第

川崎市子ども・子育て会議 教育・保育検討部会委員名簿

川崎市子ども・子育て会議 教育・保育検討部会運営事務局名簿

資料1 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について

資料2 子ども・子育て支援新制度の実施に向けた本市の検討スケジュール（計画策定、条例制定）

参考1-1 平成26年度 事業推進計画（かわさき保育プラン）（案） <概要版>

## ■開会

### ■部会長の選出

（互選により岸井委員が部会長を務めることとなった。）

## ■議事

### 1 子ども・子育て支援新制度に係る条例の制定について

【事務局】 今後の作業として、新制度に基づく基準を作る必要がある。国の政省令は2月下旬に示されるとのことだが現在示されていないため、詳細が示されない中での議論を進めていくこととなる。市としては、国の基準に従うことを前提に、地域の実情に沿った内容をいかに盛り込むかという点を議論の焦点とする。（事務局より、資料1に基づき説明がなされた。）

### （質疑応答）

【堀委員】 小規模保育は家庭的保育事業等に含まれるが、この審議は児童福祉審議会で取り扱われるということか。

【事務局】 根拠法令が児童福祉法で定められているものについては児童福祉審議会、子ども・子育て支援法または認定こども園法で定められているものについては子ども・子育て会議で検討するという形に分けたが、双方で情報共有は必要なので、それぞれから意見をいただきたい。

【堀委員】 児童福祉審議会と子ども・子育て会議を合同で行い意見をすり合わせるといったことは予定しているか。

【事務局】 今後の議論の中で、そのような場が必要となった場合は、検討したい。

【岸井部会長】 本部会においても、関係する点であるので意見を挙げてほしい。

【長南委員】 参酌する基準で市が地域の実情に応じて定める内容の根拠となりえる資料としてニーズ調査の結果等から示せるものがあるか。

【事務局】 会議資料に示せるところは示していく。

【岸井部会長】 2頁目の「1 基本的な考え方」の従うべき基準の3番目で、「密接に関連するもの」という表現について、密接かどうかの解釈によって従うべきか参酌するかという振り分けが必要になってくると考えられるがどうか。

【事務局】 その部分の細かい点は、国の政省令が出てきた段階で検討する。

【堀委員】 認可外保育施設の活用など待機児童ゼロに向けて量的な部分に取り込んでいくのか。また、人的確保が厳しい現状であるが、どう捉えているのか。小規模保育や認定こども園に移行する際に、正規の保育士が不足するという問題が生じるため、潜在的な保育士の確保の見込みがどの程度であるか把握したい。

【事務局】 子ども・子育て支援新制度では認可の枠組みで考えている制度であると認識している。平成27年4月の待機児童ゼロの対策を進める中で、認定保育園の運営費の一部助成や保育料の格差是正を行っている。その先の問題として、認定保育園での人の配置等もあるが、設備的に認可に移行できる所や小規模

保育事業に移行できる所もあり、その準備については事業者等と話し合いながら進める予定。また、人材確保については、国による保育士資格が無い方への補助の仕組みの活用や、保育士確保のための保育園での実習等のマッチングを「かながわ保育士・保育所支援センター」を通じて行うことを検討している。

【岸井部会長】 保育士の確保は非常に重要な課題であるので、国や県との連携を踏まえた確保策を今後示していただきたい。

【長南委員】 幼保連携型の認定こども園では、保育士と幼稚園教諭の資格がともに必要であることも保育士確保の観点では重要であると考えている。

【事務局】 平成27年度に向けて準備的に取り組む事業として人材確保の取組を位置づけており、保育サービスの質の向上を進めていく。

【堀委員】 基準について平成26年度の6月の議会に向けているということであるが、それまでに予算措置や制度設計を明確にしていくというか。

【事務局】 今回の基準については、最低基準という考えで定める。まずは最低基準を守って実施する事業者の多数参入を踏まえた上で、基準以上の上乘せ部分について検討していく。

【岸井部会長】 認定こども園等、新制度に変わっていろいろな事業者が最低基準をクリアして参入するということが待機児童解消にも繋がる重要なことと考えるが、需要と供給のバランスが逆転するということはないか。

【事務局】 新制度では、最低基準を満たしている施設や事業者に対しては、認可していく。今後策定する「子ども・子育て支援事業計画」では量の見込みとして定員を落とし込む観点があり、定員に満たなければ、施設・事業者を増やしていかなければならないが、定員を超えた場合、超えた分は「確認」をしないこととなる。その扱いについては、今後の検討課題である。

【堀委員】 潜在ニーズについては反映されているのか。

【事務局】 今回のニーズ調査の項目については、潜在的なニーズを含めた項目となっているため、反映されている。

【地村委員】 保育の必要性の認定に関する基準に関してだが、優先利用について、子どもが障害を有する場合は、これまではどのように位置づけられていたのか。

【事務局】 基準として設けることが困難なものは、ケースの方毎に対応しているが、新制度ではその点を明文化していくかたちになる。

【岸井部会長】 「保育の必要性」の事由で、今までやってきたことが明文化されるということか。

【事務局】 その通りである。そのため大きく変化があるということにはならないと考えている。

【地村委員】 障害のある子どもがいる親が保育所を利用することが困難な状況であるということを知っている。医療的ケアを受けている子の親自身が産休の際に保育所入所が難しいと判断されたケースがあることも知っている。今後は、そのような場合の対策をしてほしい。

【堀委員】 新制度においては、認定を受けた子どもは必ずどこかで受け入れなければならないということか。働いている親の子どもが認定されれば必ず受け皿を用

- 意しなければならないということか。医療的ケアを受けている子どもが認定を受けたけれども、どの保育所でも対応してくれないということはないのか。
- 【岸井部会長】 応諾義務があり、このような場合が応諾にどのように影響するのかを考えていかなければならない。
- 【事務局】 従来の保育に欠ける要件は条例に定めており、入所申請されたお子さんについては、入所選考会議を経て、保育所入所の内定か不承諾かの判断をしている。内定のお子さんには認可保育所で受けていくこととなるが、健康管理の仕組みの中で、入園前健診で嘱託医の先生が集団生活に不安があると判断された場合、健康管理委員会で審議し、その結果、集団生活が可能と確認がとれば本入所となる。責任を持って、集団生活ができる子どもを預かることが保育所の責務と考えている。
- 【堀委員】 障害のある子どもの受け入れやその保護者の就労支援について、川崎市としてもっと対応してほしい。
- 【岸井部会長】 子どもが障害を有する場合の仕組みをさらに考えていく必要がある。
- 【事務局】 条例よりも細かい規則等に落とし込んでいく必要があり、入所調整における優先利用について検討していく。
- 【岸井部会長】 優先利用の仕組みは調整指数上の優先度を高めるということであるので、必ずしも全員が受け入れられるということではない。また、施設には応諾義務があるという関係から、現場が混乱しないようにする必要がある。

## 2 その他（平成26年度 事業推進計画（かわさき保育プラン）（案）について） （事務局より、参考1-1、1-2に基づき説明がなされた。）

- 【岸井部会長】 参考資料については、後ほど確認するものとする。
- 【事務局】 確認いただき、意見等あれば事務局まで連絡ください。
- 【岸井部会長】 この他、何か意見等あるか。
- 【堀委員】 川崎保育園事業者協議会として、平成25年12月9日に「川崎市のこども・子育て支援の在り方への私たちの見解と要望」を市長に手渡している。川崎市内の認定保育園、認可外保育施設の事業者として、今後の川崎市の待機児童対策に認可外保育施設の活用を推し進めてほしい。
- 【地村委員】 保育所に看護師がいる理由が、看護ではなく健康管理にあるということと聞いているが、今後の地域ケアが進む中で、看護師の位置付け等を検討してほしい。
- 【事務局】 児童福祉施設としての位置付けである保育所で、どこまで対応できるのか国の議論等を活用して検討していく。
- 【長南委員】 幼児期の教育・保育の学校教育について、市としての考えを持つことが重要と考える。学級の編成については学級担任が必要となるが、子どもと担任の信頼関係が重要であり、人員配置や確保等について課題となる。
- 【関委員】 幼児期の視点としては、教育と保育の両面で考えていくことが重要と考える。
- 【岸井部会長】 小学校に入る前の子どもたちに、よりよい発達を保障するために過ごしやすい生活を提供する、という考えを持って検討していく必要がある。

- 【堀委員】 認可保育所としては0歳から5歳までの中で、3歳から5歳の教育を保育とは別に考えていく必要がある。養護という土台があって教育が生かされていくと考えている。
- 【岸井部会長】 様々な意見があるが、「教育」や「保育」という用語に捉われないように小学校に入る前の子どもたちの、最善の利益という視点で検討を進めていきたい。
- 【伊藤委員】 国では新制度に関して財源が4千億円不足しているという状況のようであるが、新制度は平成27年4月に開始されるのか。
- 【事務局】 国が示す新制度の開始時期に合わせて市としても準備している。
- 【伊藤委員】 公定価格にどう影響するかが不安であり、財源が確保されなければ幼稚園は施設型給付に移行することは困難である。川崎市として独自の対応がなされるのか等の手立てを表明していく必要があるのではないかと。
- 【事務局】 実際、公定価格が示されなければ制度設計が困難であるところであるが、皆様が公定価格を受けて早期に対応できるように努力していきたい。

### 3 その他 第3回 子ども・子育て会議の予定について

・平成26年3月4日 18:30～ 川崎市役所にて実施予定

(終了 12時00分)

以 上